

**令和4年4月1日改正**

## 日本医師会生涯教育講座等の開催に伴う留意点

### 1. 開催日について

① 下記の日程は受付できません。

※毎月 第2火曜日 函館市医師会理事会

〃 第4火曜日 函館市医師会理事会

※函館市医師会会員総会（6月中旬～下旬）

※北海道医学大会総会（9月中旬～下旬）

〕 必ず、函館市医師会事務局に確認してください。

② 下記の日程はなるべく避けてください。

※毎月 第1水曜日 函館市医師会病院運営委員会

〃 第2水曜日 函館市医師会看護・リハビリテーション学院運営委員会

〃 第3月曜日 函館市夜間急病センター運営委員会

〃 第3木曜日 函館市医師会健診検査センター運営委員会

③ 原則的には、同日に講演内容が類似している生涯教育講座等（函館市医師会が主催、共催、後援等をするもの）が重ならないようにしてください。

○ 講師等の都合で止むを得ず同日に講演内容が類似している生涯教育講座等が重なる場合は、函館市医師会事務局に確認してください。

○ 講演内容が類似していると判断された場合は、主催者の責任のもと承認済の講演会主催者より了承を得てください。了承が得られなかった場合は、函館市医師会は共催しないこととします。

## 2. 申請について

- ① 開催日の60日前までに、当会ホームページからのWeb申請をしてください。案内状（案でも可）も添付してください。
- ② 1講座あたり申請登録料として3万円を徴収いたします。なお、製薬会社等の企業の後援等がなく、当会への届出が承認された専門部会・懇談会等の主催の場合は、無料とします。
- ③ 申請登録料の3万円は、当該講座の申請期日（開催日の60日前）までに当会事務局に現金を持参するか、下記の銀行口座へ振込にてお支払いください。なお、申請期日までに支払われなかった場合は、当該講座の申請を受理しないこととします。

お振込み先      みちのく銀行 函館営業部  
                         普通預金  
                         口座番号：5102901  
                         口座名義：公益社団法人 函館市医師会

- ④ 申請登録料は、一旦受理した後、いかなる場合も返却しないこととします。

## 3. 単位並びにカリキュラムコード（CC）について

- ① 基本的に、講演時間1時間を1単位・1CCとします。  
ただし、最小単位は30分0.5単位・1CCです。  
※カリキュラムコードは演題毎に入力してください。
- ② 「開催案内の見本」を参考に、案内状に単位数・CC等必要事項を入力してください。

**記入例1** 2時間30分の講演会で1演題が60分、60分、30分の場合  
60分(1単位1CC)、60分(1単位1CC)、30分(0.5単位1CC)  
2.5単位＝3CC が基本となります。

**記入例2** 3名の講師が30分ずつ講演した場合 それぞれ0.5単位、1CCを  
それぞれ入力してください。

#### 4. 開催案内について

- ① 講演会の名称が独自の名称の場合でも、開催案内並びに会場の案内板等に「日本医師会生涯教育講座」である旨を表示してください。
- ② 理事会で承認された講演会は、函医ニュース、函館市医師会ホームページ、北海道医報に掲載されます。

#### 5. 出席者名簿提出について

- ① 終了後必ず案内状（最終版）と出席者名簿と様式第6号の受講者名簿（医師のみ）を提出してください。  
※必ず所定の用紙にて提出してください。なお、用紙は当会ホームページよりダウンロードできます。

#### 6. 新規懇談会・懇話会等の届出について

- ① 申請時に各分科会の名前を記入する際、その分科会が新規に設立され、過去にその実績がない場合等は、別紙届出用紙（その分科会の会則と名簿を添付してください。）を事前に当会へ提出してください。

函館市医師会と共催できる団体については次の条件を満たしているものに限りま

A) 専門部会

B) 下記の懇談会等の団体

- (1) 会則を備え、会費を徴収し、会計幹事等の役員をおき、学術研究を目的としていること。
- (2) 代表及び事務局は、函館市医師会会員又は函館市医師会会員が所属する医療機関であること。
- (3) 函館市医師会理事会に届出、承認を得ること。

C) 函館市医師会病院および市立函館保健所等公的機関。

#### 《登録の抹消について》

- ① 過去1年間において生涯教育講座等の開催や活動が無い懇談会・懇話会等につきましては、登録継続の意思確認をさせていただきます。
- ② 登録継続の意思確認をした後、更に1年以内に生涯教育講座等の開催や活動が無い場合は理事会の判断により、登録を抹消いたしますので、その後に生涯教育講座を開催する場合は、新たに懇談会・懇話会等の届出が必要となります。

以上